

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 8 年 6 月 25 日

奄美市農業委員会

第 6 回定例総会議事録

署名委員	里 和彦
署名委員	中棚昭三十

市農業委員会第4回定例総会議事録

1. 招集日時 令和8年6月25日(水) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	里 義文	8	榮 清安
2	朝 郁夫		
3	茂木 幸生		
4	与沢 裕美	11	岸田 国広
5	照井 香里	12	里 和彦
6	大瀬 昭信	13	中棚 昭三十
7	日高 千夏		

4. 欠席委員 3名

9	西 盛満
10	山田 正修
14	田中 幹雄

5. 事務局職員

事務局長	中村 幸信
事務局次長	米田 渚
笠利総合支所主幹兼分室長	松本 信光
笠利総合支所主幹	竹山 和幸
名瀬総合支所主査	別府 真砂海
住用会計任用職員	朝井 光徳

6. 議案説明者

笠利農林水産課農政水産係主査	精松 友大郎
----------------	--------

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 35 号 非農地の認定について

議案第 36 号 奄美農業振興地域整備計画の変更（編入）について

議案第 37 号 奄美市農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定）の合意
解約について

議案第 38 号 奄美市農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定）の決定
について

8. 協議報告事項

- ・ 7 月の総会日程について
- ・ 令和 7 年度最適化活動に関する評価について
- ・ 9 月の総会日程について（市農業研修生との意見交換）
- ・ 笠利地区農地パトロールの延期について

議長	(岸田 会長) それでは定例総会を始めます ただいまの出席委員は 11 名で、欠席者 3 名であり、総会は成立いたしました。 これから、令和 8 年第 6 回定例総会を開会いたします。 それでは議事日程に入ります。 《日程第 1》 会議録署名委員の指名を行います。 本総会の会議録署名委員には、12 番 里 委員と 13 番 中棚 委員のお二人を指名いたします。 《日程第 2》 会期の決定を議題といたします。 本日の総会は日程通知のとおり、議案第 33 号から議案第 38 号までの 6 件を予定しております。 お諮りいたします。 会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (全委員から異議なしの声) ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は本日 1 日と決定いたしました。 本日の議案日程はあらかじめお配りしてあります通りを予定としております。 これにご異議ございませんか。 (全委員から異議なしの声) ご異議なしと認めます。それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。 《日程第 3》
議長	(岸田 会長) 議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。 事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(中村 事務局長) 4 ページをご覧ください。 議案第 33 号農地法第 3 条の規定による許可申請について 今月の農地法第 3 条の許可申請は売買による申請 1 件です。 5 ページをご覧ください。 No.20 の申請地は奄美市笠利町大字宇宿の 1 筆 面積は 5,588 m²で売買による所有権移転の申請です。農地区分は第 1 種農地です。

受け人は、サトウキビ農家で認定農業者であります。
栽培面積の拡大による農地取得の計画です。以上です。

議長

(岸田 会長)

それではNo.20 の担当調査委員による調査報告をお願いします。

2 番

(朝 委員)

譲受人 についての調査報告

議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、No.20 譲受人についての調査報告をいたします。

譲受人につきましては、6 月 22 日午後 7 時ごろ、自宅を訪問し譲受人から話を伺いました。

申請地は、現在、譲受人がサトウキビを耕作しており、譲渡人からの依頼での売買ということでした。

譲受人は、サトウキビ 9 ha 程耕作し、収穫 500 トンの、経営拡大に意欲のある農家です。また、申請書の通り間違いありませんとのことでしたので、問題ないものと考えております。

農地法第 3 条の調査書、第 2 項 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項 7 号につきましては問題ないものと考え、許可相当と報告いたします。

4 番

(与沢 委員)

譲渡人 についての調査報告

議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、No.20 の調査報告をいたします。

渡人について、6 月 16 日午後 2 時ごろにお電話で聞き取り調査を行いました。当日は申請地へ出向くことができず、ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

渡人は体調不良のため、ご主人からお話を伺いました。申請地は弟さんが長年さとうきびを耕作していた農地とのことでした。しかし、高齢になったことから、近年は手放すことを考えていたそうです。その後、受人のお父様と以前から親しい間柄であったことから、今回の売買の話に至ったとのことでした。また、申請書に記載されている土地の所在及び権利設定等に係る対価等について確認したところ、記載内容に相違はなく、問題ないことを確認いたしました。以上で調査報告を終わります。

6 番

(大瀬 委員)

土地についての調査報告

議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、No.20 の土地の報告を致します。

6 月 16 日（火）午後 1 時に、受人、譲渡人のだんなさん、笠利分室長の松本さん、竹山さん、推進委員の肥後さん、私と 5 名、圃場で待ち合わせて、土地の調査をしました。

案内図 14 ページの申請地、杉亦の農地は、収穫後のサトウキビが生えており、右側、隣の畑も受人がサトウキビを耕作しています。周りの畑もサトウキビ畑で許可後は夏植えするとのことでした。

議長

(岸田 会長)

それではNo.20 の質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。
本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。
よって 議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請No.20 について
審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《 日程第 4 》

議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 No.9、10 について
議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(中村 事務局長)

17 ページをご覧ください。
No.9 の申請は奄美市笠利町大字喜瀬の 1 筆の売買による貸駐車場への転用申請
です。農地区分は第 2 種農地です。
転用内容は隣接地の居住者への貸出し駐車場です。
受人は以前、隣接する宅地を借りて住んでいたとき、当該申請地を駐車場とし
て利用するため渡し人と個人間で売買契約を交わしておりましたが駐車場とし
て利用しないまま、引っ越したため当時のままの状態であり事前着工はされて
おりません。
申請地は 25 ページをご覧ください。鯨浜集落の端に位置し市道から細い公衆用
道路を通って行き止まりとなる宅地に隣接した海岸に面した土地であります。
転用内容は貸駐車場で面積は 276 ㎡です。
次に 27 ページをご覧下さい。
No.10 の申請は奄美市笠利町大字用安の 1 筆の売買による一般住宅の転用申請で
す。農地区分は第 2 種農地です。
申請地は 29 ページの案内図をご覧ください。用安集落の東側に位置し、用安漁
港に向かう市道沿いの集落内にある土地であります。
なお、この申請地は令和 7 年 7 月に別の受入との 3 条許可を了承いたしました
が、許可を受けた申請人から取り消し願いが提出され、今回、受け人を変更し
ての農地転用の申請です。以上 2 件です。

議長

(岸田 会長)

No.9、10 についての担当調査委員による調査報告をお願いします。

1 4 番

(田中 委員)

事務局代読：譲受人についての調査報告

田中委員が別の会議出席のため欠席していますので代読いたします。
議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請No.9 について調査報告いたし
ます。
6 月 23 日 12 時 50 分電話で話を聞くことができました。
書類の記載内容に間違いのないことでした。以上報告いたします。

- 5 番 (照井 委員) 譲渡人と土地 についての調査報告
農地法第 5 条の規定によるNo.9 について渡し人の調査報告いたします。
6/18 14 時頃、渡し人のご自宅に伺って直接お会いしてお話を聞くことができました。
申請書のとおりで間違いのないことでした。
金銭の授受に関しては令和 4 年頃に受け取り済みとのことでした。
- 議長 (岸田 会長)
No.10 についての担当調査委員による調査報告をお願いします。
- 1 4 番 (田中 委員) 事務局代読：譲受人についての調査報告
議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請No.10 の受人について調査報告いたします。
6 月 22 日 18 時 50 分、電話で話を聞くことができました。
資料の電話番号は受人のご主人でしたので、そのままご主人に話を伺いました。書類の記載内容に間違いのないことでした。以上報告いたします。
- 1 2 番 (里 委員) 譲受人についての調査報告
6 月 17 日午前 9 時頃、現地を譲渡人立ち会いの下、松本分室長、竹山主幹、里和彦で調査をしました。この土地は昨年 7 月に 5 条申請許可された土地ですが、本人の意志により取り消しとなり、今回新たに申請となったとの事です・皆様のご審議をお願いします。
- 1 2 番 (里 委員) 土地についての調査報告
同じく 6 月 17 日午前 9 時頃現地にて譲渡人より話を聞く事が出来ました。
松本分室長、竹山主幹、里和彦で調査しました。現地の現況は周囲に建物があり、集落内の土地でもあり問題は無いものと考えられます。皆様のご審議をお願いします。
- 議長 (岸田 会長)
質疑に入ります。質疑はございませんか。

ここから協議会に移します。
それでは、正会に返します。

他に質疑はございませんか。
質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。
本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)
全員賛成であります。

続いてNo.10 について質疑に入ります。質疑はございませんか。
質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。
本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。
よって 議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請No.9、10 について
審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《 日程第 5 》

議案第 35 号 非農地の認定についてNo.11 について議題といたします。
事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(中村 事務局長)

37 ページをご覧ください。議案第 35 号 非農地証明願いの認定について
今月の非農地証明願いは笠利地区 1 件の申請です。
38 ページをご覧ください。
No.11 の申請地は奄美市笠利町大字用安の 1 筆の申請です。申請面積は 164 m²で
あります。
申請地は 40 ページの案内図をご覧ください。
申請地は龍郷町と奄美空港を結ぶ交通量の多い県道沿いにある宅地の敷地内に
ある土地であります。40 ページの航空写真の赤線枠が申請地の位置です。
現況の写真は 42 ページをご覧ください。以上 1 件です。

議長

(岸田 会長)

No.11 について 担当調査委員による報告をお願いします。

4 番

(与沢 委員)

願出人についての調査報告

議案第 35 号、非農地申請No. 11 について調査報告をいたします。
6 月 16 日午前 11 時過ぎ、日程調整の都合により、急遽、農業委員の里義文さ
んにご同行いただき、願出人のご自宅へ聞き取りに伺いました。
願出人とご主人にお話を伺ったところ、名義変更を行うまで申請地の存在をご
存じなかったとのことでした。
当該地は用安にあり、県道 82 号線沿いに位置しています。空港から名瀬方面へ
向かう途中、ばしゃ山村を過ぎた 800 メートル先の海沿いの集落内にありま
す。
41 ページ、42 ページをご覧ください。申請地は、道路との間に生垣があり、隣
接する敷地の一部として一体的に利用されています。
また、写真のとおり地盤は固められており、現況は砂地となっています。
このような状況から今後農地として利用することは困難であると考えられま
す。

以上で調査報告を終わります。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

1 2 番

(里 委員) 土地についての調査報告

6月17日午前9時20分頃、現地を松本分室長、竹山主幹、里和彦で調査しました。現地は県道に面しており集落内にある宅地と一体化している土地であり、農地としては適さない土地と考えられます。皆様のご審議をお願いします。

議長

(岸田 会長)

No.11について 質疑に入ります。質疑はございませんか。
質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。
本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。
よって 議案第35号 非農地の認定について
審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《 日程第6 》

議案第36号 奄美市農業振興地域整備計画の変更（編入）について
議題といたします。
議題に入る前に、4番 与沢農業委員の本人案件があるため、退室のほどよろしく
お願いいたします。
事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(中村 事務局長)

43ページをお開き下さい。今月の奄美市農業振興地域整備計画の変更につい
て、編入4件の申請であります。
申出書の内容につきましては農振の所管課であります笠利農林水産課から説明
のほどよろしくお願いいたします。

事務局

(精松 農振水産課主査)

笠利農林水産課から精松です。よろしくお願いいたします。
今回の案件については、重要変更申出4件でございます。では資料に沿って説
明いたします。
No.2 申出地：奄美市笠利町大字須野字カバノ（地目：畑）
奄美市笠利町大字須野字カバノ（地目：原野）
申出面積：3,191 m²
変更理由：果樹支援対策事業導入のため（編入）の申出であります。
当該土地は、笠利総合支所から北東へ約4キロに位置し、農振農用地区域で
はございません。

No.3 申出地：奄美市笠利町大字和野字ヨヒ（地目：畑）
 奄美市笠利町大字和野字チャラ川（地目：畑）
 申出面積：2,970 m²
 変更理由：果樹支援対策事業導入のため（編入）の申出であります。
 当該土地は、笠利総合支所から南東へ約 3.3 キロに位置し、農振農用地区域ではございません。

No.4 申出地：奄美市笠利町大字川上字ハカン俣（地目：畑）
 申出面積：12,335 m²
 変更理由：果樹支援対策事業導入のため（編入）の申出であります。
 当該土地は、笠利総合支所から北へ約 3.5 キロに位置し、農振農用地区域ではございません。

No.5 申出地：奄美市笠利町大字用字屋仁道（地目：畑）
 申出面積：812 m²
 変更理由：果樹支援対策事業導入のため（編入）の申出であります。
 当該土地は、笠利総合支所から北東へ約 5.8 キロに位置し、農振農用地区域ではございません。

4 件とも果樹支援対策事業活用のため、編入を希望され、申出に至りました。
 調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見を頂戴したく、お願い申し上げます。

議長

（岸田 会長）

No.2 からNo.5 の議案についての担当調査委員による調査報告をお願いします。

No.2

事務局

（事務局）

申出人についての調査報告

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条の規定による奄美市農業振興地域整備計画の変更（編入）について、調査報告をいたします。6 月 17 日（水）10 時 25 分頃に、申出人が現在京都府に住んでいる為電話でお話を伺いました。農地利用者の果樹支援事業申請の為に奄美市笠利町大字須野の 2 筆の土地を奄美市農業振興地域整備計画（編入）の申請をしたことに間違いのないとのことでした。
 皆様のご審議をお願いします。

5 番

（照井 委員）

利用者 についての調査報告

奄美市農業振興整備計画の編入に係る議案 36 号 No.2 について申出人の調査報告をいたします。
 6/19 13 時頃申出人のご自宅に伺って話を聞くことができました。
 編入申請を行い果樹経営支援対策事業を活用してタンカンを 52 本新植する計画です。
 申請地 原野の部分も畑として利用するとのことでした。電気関係のお仕事でされているそうですが、農業もしていきたいとのことでした。

1 番

（里 委員）

土地についての調査報告

1 番里です。

議案第 36 号奄美市農業振興地域整備計画の変更編入についてNo. 2 の土地についてご報告をさせていただきます。

6 月 16 日午前 9 時に分室長・竹山主幹・西なおみ推進員・自分と申請地の農地に於いて農地の現状確認調査を行いました。農地の現状は農地の奥の方には 30 本以上のタンカンの苗木が植えられていた。果樹経営支援対策事業の申請が上がっています。農地はいつでもタンカンの植え付けが出来る状態に綺麗に整地がされ手前にナスが 20 本ほど栽培されていました。

この農地は長年にわたり申出者のお父さんがサトウキビの栽培をしていましたが亡くなられてから何も耕作していなかった農地でもあります。場所においてはアヤマル岬方向から県道線を須野方向に進み須野集落の手前の坂道の手前を右側に約 300m 近く入った〇〇建設の資材置き場の手前の農道を右側に約 200m 近く入った所にあります。農地に行く途中にはサトウキビが栽培されていました。

申請地の農地の周りの農地は雑草が茂り原野化状態になっています。周辺の農地への影響もなく問題ないと思いますが海岸が近くのため北風が強く塩害の被害が心配されますので防風林対策が大事だと思いました。

ご審議のほど宜しくお願い致します。

No. 3

2 番

(朝 委員) 申出人と土地についての調査報告

議案第 36 号奄美市農業振興地域整備計画の変更の編入についてNo. 3 の申請人と土地について調査報告いたします。

申請人には、6 月 16 日午後 2 時に、申請地にて、松本室長、竹山主幹、山本推進員、私 4 人で本人から話を伺いました。申請人はサトウキビを年間 2 ha 程経営する農家で、今回、果樹経営支援対策事業によりタンカン栽培をするとのことでした。また申請書の記載内容に間違いのないとのことでした。以上報告を致します。

土地につきましても、同じく 6 月 16 日午後 2 時に松本室長、竹山主幹、山本推進員、私 4 人で現地を確認しました。

59 ページの地図をご覧ください。

申請地、和野字ヨヒは、現在サトウキビが植えられております。申請地の西、南、北側は原野で、東側は農道です。

和野字チャラ川は休耕地でしたが、除草剤が撒かれ草が枯れておりトラクターで耕運したら耕作ができる状態でした。

申請地の北側は原野で、東、南側は畑です。西側は農道です。

以上報告いたします。

No. 4

2 番

(朝 委員) 所有者についての調査報告

議案第 36 号奄美市農業振興地域整備計画の変更の編入についてNo. 4 の申請人について調査報告いたします。

申請人には、6 月 23 日午後 7 時に、電話で本人から話を伺いました。申請人家族もタンカン農家ですが、今回、土地を借りている利用者が、果樹経営支援対策事業によりタンカン栽培するとのことでした。申請地は申請人家族がタンカ

ンを栽培しておりましたが虫などの被害などにより栽培をやめたとのことでした。

また申請書の記載内容に間違いのないとのことでした。以上、報告いたします。

1 番 (里 委員) 利用者についての調査報告

議案第 36 号奄美市農業振興地域整備計画の変更編入についてNo.4 の農地利用者についてご報告をさせていただきます。

6 月 17 日午後 1 時 30 分に松本分室長・竹山主幹・中棚委員・丸田推進委員・自分と農地の利用者と申請地の農地において農地の現状確認調査及び聞き取り調査を行いました。

果樹経営支援事業を活用してタンカンの栽培をしたいとの事でした。

申請地の農地が農振地に入っていないので果樹経営支援事業の活用が出来ないので編入のお願いをしたとの事でした。利用者は年も 36 歳と若く認定農家でもあり申請地から 5 分程度の所でタンカン 350 本と用集落内でマンゴーの栽培をしているとの事でした。農機具に於いて動力噴霧・耕運機・草刈機・軽トラックを所有しており農業の拡大のためとの事でした。将来においては農地の購入も考えているとの事でした。

記載内容に間違いのないとの事でした。常時従事することや周りの農地にも影響もなく問題ないと思います。

ご審議のほど宜しくお願い致します。

1 3 番 (中棚 委員) 土地についての調査報告

おはようございます 13 番 中棚です。

議案 36 号 奄美市農業振興地域整備計画の変更（編入）について申請受付番号 No.4 の土地の報告いたします。

6 月 17 日 午後 1 時 30 分に現地の畑に笠利分室長の松本さん竹山主幹、里義文農業委員、丸田農地推進委員、わたし中棚と土地利用者立ち合いのもと畑の確認しました。

畑の申請地は 県道 602 号赤木名～佐仁線の川上地内になります。

63～65 ページを見られてください。

64 ページの申請地の下の道はなべぐるへ行く道です 上の右へ行く道は川上～笠利線 この土地は 申出者の父が植物園をしていた畑です 申出者の旦那さんがタンカンを植えていましたが 今はここではタンカン栽培していなくて、申出者の父も亡くなり植物園も放棄状態であり、今回利用者が果樹経営支援事業に申込する為農地バンクを通しての申請でもあります。

奄美農業振興地域整備計画の（編入）してもらうためです。

農業委員のみなさんのご審議よろしくお願ひいたします。 以上です。

No.5

1 番 (里 委員) 申出人と土地についての調査報告

議案第 36 号奄美市農業振興地域整備計画の変更編入についてNo.5 の申出人についてご報告をさせていただきます。

申出人は高齢のため申請地には来れないとの事で電話で聞き取り調査を行いました。申請地の農地は長年にわたりサトウキビ農家の方に貸していましたが 5 年前から何も耕作をされていないとの事でした。自分の農地は後継者の姪にお願いしてあるとの事でしたのでその方に電話で聞き取り調査を行いました。農

地バンクを通して誰か農地を借りる方を探していましたが〇〇が借りてタンカンの植え付けをしたいとの事でした。果樹経営支援事業を活用したいので農地が農振地に入っていないために活用が出来ないので編入の申請をお願いをされたとの事でした。記載内容に間違いはないとの事でした。
ご審議のほど宜しくお願い致します。

No.5の農地利用者についてご報告をさせていただきます。

6月16日午前9時30分に松本分室長・竹山主幹・西なおみ推進員・自分と利用者と申請地の農地に於いて農地の現状確認調査および聞き取り調査を行いました。申請の農地で果樹経営支援事業を活用してタンカンの栽培をしたいとの事でした。申請地の農地が農振地に入っていないので果樹経営支援事業の活用が出来ないので編入をお願いをしたとの事でした。利用者は笠利の営農センターで農業の研修を2年間終えて自分の自己資金で農地の購入をしてハウス・倉庫を建て若手農家としてパッションフルーツ・カボチャ農家として又、農業委員としても頑張っている1人でもあります。農機具に於いてトラクター・耕運機・草刈機・動力噴霧・軽トラックを所有しており記載内容に間違いはないとの事でした。

農作業へ常時従事することや周りの農地にも影響もなく耕作地への距離からも問題ないと思います。

ご審議のほど宜しくお願い致します

土地についてご報告をさせていただきます。

先ほどもご報告を致しましたが長年にわたりサトウキビ農家の方がサトウキビの栽培をしていましたが5年ほど前から何も耕作をされていないとの事でした。現状においては雑草が茂り原野化状態になっていました。入口付近が草刈りがされていました。この農地は農道の道より1mほど下がっており少し勾配がついた農地でもあります。場所においては県道線を用集落方向に進み集落の手前の農道を左側に約400mほど入った右側にある農地です。手前が農道で左側が野菜類が栽培されている農地があり、右側が斜面になっており木が大木化しておりました。

周りの農地への影響もなく問題ないと思います。

ご審議のほど宜しくお願い致します。

議長

(岸田 会長)

No.2からNo.5の議案について質疑に入ります。

No.2 質疑はございませんか。

No.3 質疑はございませんか。

No.4 質疑はございませんか。

No.5 質疑はございませんか。

7 番

(日高 委員)

今回の議案に対する疑義ではありませんが、申請の土地いずれも農振地域に入ってもおかしくない土地ばかりだと感じるので、農振エリアも見直したほうが良いと思います。

他人の土地に木を植えること。10～20年という長期を見据えた計画なのかということが気になります。

8 番

(榮 委員)

今回の件は、農地バンクを通して契約され、10 年～20 年という長期計画ということでした。No.2 は子どもに継承したいという話もあったので付け加えます。

7 番

(日高 委員)

農地バンクで貸し借りするときは、土地を返すときに現状で返却するのかなど細かいことも契約を交わすので問題ないと考えます。

議長

(岸田 会長)

他に質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

No.2 から No.5 の議案について、一括で裁定してよろしいでしょうか。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって 議案第 36 号 奄美市農業振興地域整備計画の変更（編入）No.2 から No.5 の議案について「適当」という意見を市長に答申することに審議の結果決定いたしました。

4 番 与沢 農業委員の入室を許可します。

休憩に入ります。

再開します。

《 日程第 7 》

議案第 37 号 奄美市農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定）の合意解約について議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(中村 事務局長)

75 ページをご覧ください。議案第 37 号 奄美市農用地利用集積等促進計画の合意解約について 今月の合意解約は名瀬地区と笠利地区です。

まず名瀬地区です

78 ページの合意解約 管理表をご覧ください。

解約理由は、耕作者の耕作拠点を古見方地区へ移すための合意解約です。

なお、この 2 筆の畑は次に借りる耕作者の目途がついております。

合意解約 2 件 解約面積 3,034 m²です。

次に笠利地区です。

80 ページの合意解約 管理表をご覧ください。解約理由は、耕作者の変更に伴う合意解約です。合意解約 3 件 解約面積 1,539 m²です。以上です。

議長

(岸田 会長)

これから本案件に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。
質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。
本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。
よって 議案第 37 号 奄美市農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定）
の合意解約について承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

《 日程第 8 》

議案第 38 号 奄美市農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定）の決定
について議題といたします。
議題に入る前に、7 番 日高農業委員、13 番 中棚農業委員の 2 名は本人案件
があるため退室のほどよろしくお願ひいたします。
事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(中村 事務局長)

81 ページをご覧ください。議案第 38 号 奄美市農用地利用集積等促進計画の利
用権設定について 今月の利用権設定は名瀬地区と笠利地区です。
まず名瀬地区です
84 ページの名瀬地区の管理表をご覧ください。
利用権設定 7 件 契約面積 7,327 m²です
次に笠利地区です。
86 ページの笠利地区の管理表をご覧ください。
利用権設定 4 件 契約面積 4,138 m²です。以上です。

議長

(岸田 会長)

これから本案件に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。
質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。
本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。
よって 議案第 38 号 奄美市農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定）
の決定について承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

7 番 日高農業委員、13 番 中棚農業委員の入室を許可します。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。
事務局から連絡事項等があるようですので、協議会へ移します。

《協議会》

協議事項 事務局からの連絡

- ・ 7月の総会日程について
- ・ 令和7年度最適化活動に関する評価について
- ・ 9月の総会日程について（市農業研修生との意見交換）
- ・ 笠利地区農地パトロールの延期について

それでは、正会に返します。

以上で、令和8年度第6回奄美市農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉会

令和8年6月25日

奄美市農業委員会
会長 岸田 国広

署名委員 里 和彦
署名委員 中棚 昭三十
作成者 中村 幸信